



文企第16号
令和2年5月18日

公益財団法人奈良県スポーツ協会 御中

奈良県文化・教育・暮らし創造部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限の要請等について

平素は、奈良県政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、これまで、新型コロナウイルス感染症への対応にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本県では、4月21日に新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、「施設の使用制限の要請（期間：令和2年4月23日午前0時から令和2年5月6日）」を行い、5月5日付けで、その期間を5月31日まで延長いたしました。

しかしながら、このたび、5月14日付けで、奈良県を含む全国39県において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたことや、現在、県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向にあることを考慮し、感染防止策を継続的に実行することを前提に、一部施設を除き、5月15日をもって、施設の使用制限（休業）の要請を解除いたしました。

なお、過去にクラスター発生事例があり、感染リスクが高い遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、カラオケ、ライブハウス等）、運動施設（スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ）については、引き続き施設の使用制限の協力の要請をいたします。

今後、感染者増加の兆しがあると判断すれば、行動自粛のレベルを引き上げ、再び施設の使用制限（休業）の要請をさせていただく場合もありますので、ご了承願います。

県内各団体・企業におかれましては、引き続き感染拡大防止に向けた取組の徹底をお願いいたします。

あわせて、別添参考資料について、周知のご協力をお願いいたします。

今後も、県民の皆様の安全・安心の確保、感染の拡大防止に向けて、全力で対応してまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

参考資料：奈良県 HP (<http://www.pref.nara.jp/55364.htm>)

「新型コロナウイルス感染症にかかる奈良県対処方針（5.15方針）」

問い合わせ先
奈良県緊急事態措置コールセンター
TEL：0742-27-3600